

平成21年8月25日

## 権利制限の一般規定に関する意見

日本図書館協会著作権委員長

森 一郎 (千葉大学情報部)

第9期文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の検討課題となっている権利制限の一般規定について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

#### 1. 新しい媒体, 新しい流通形態への対応の迅速化

昨今, 次々と新しい媒体, 新しい流通形態が現れ, 時として法律が想定していない方法での著作物の利用要求が生じますが, このような利用要求に対しては, 現状の個別規定による権利制限だけでは対応困難であり, 著作権法そのものが著作権法の目的の一面である「文化の発展」の壁となることがあります。

したがって, 新たに権利制限の一般規定を置くことを支持します。

#### 2. ガイドライン制定のための場の設置

権利制限の一般規定が置かれたとしても, 著作権法の目的の一面である「権利の保護」の視点は重要であり, 利用に関する細かな点については, 関係団体間によるガイドライン等の制定が必要となると考えます。

図書館における著作物の利用に関しては「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会※」において継続的な協議が行われており, 権利制限の一般規定を置くための条件のうちの一つが解決されていると考えています。

#### 3. 個別規定の整備

個別規定による権利制限は, 法律が認める著作物の利用方法が比較的明確であり, 仮に権利制限の一般規定が置かれた後も, 法律が認める著作物の利用方法を明確にするため, 関係団体により制定されたガイドライン等をもとにするなどして, 個別規定の整備が継続されることが望ましいと考えます。

なお, ガイドライン等をもとに個別規定を整備する方法によれば, これまでより迅速な権利制限の見直しが可能になると考えます。

#### 4. 保護と利用のバランスの再検討

著作権は非常に強力な権利であり, 現状では, 個別規定で定められた以外の利用方法に関して, 権利者が協議そのものに応じない場合, 利用の道が絶たれてしまいます。

権利制限の一般規定を置くことは, このような状況を打開し, 著作権法の目的の一面である「公正な利用」と「権利の保護」とのバランスを適正化する可能性を持つと考えます。

---

※ 図書館側団体として, 国公立大学図書館協力委員会, 全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 日本図書館協会の5機関に加え, オブザーバーとして国立国会図書館, 日本看護図書館協会が参加。権利者側団体として, 学術著作権協会, 日本映像ソフト協会, 日本書籍出版協会, 日本著作出版権管理システム, 日本文藝家協会の5機関に加え, オブザーバーとして, 日本新聞協会, 日本複写権センターが参加。